

事件番号 平成25年(東)第175号, 同第1490号
申立人 [REDACTED] 外, [REDACTED] 外
被申立人 東京電力株式会社

ご 連 絡

平成26年4月24日

被申立人代理人 弁護士 棚 村 友 博 先生

原子力損害賠償紛争解決センター
仲介委員長 安 藤 武 久
仲介委員 丸 山 裕 司
仲介委員 蓑 毛 誠 子

頭書事件のうちA3世帯及びE3世帯についての和解案に関し、被申立人は平成26年4月17日付け上申書において、今しばらく和解案に関する検討に時間をいただきたい、とされております。

しかしながら、当パネルは平成26年3月20日付け和解案提示理由書とともに和解案を提示し、当初の諾否期限である同年4月4日付け上申書の内容を踏まえ同年4月17日を諾否期限として再度指定し、諾否の検討に十分な期間を与えておりますので、これ以上の遅延は看過できるものではありません。

つきましては、平成26年5月2日(金)までに、A3世帯及びE3世帯についての和解案に対する最終的な諾否をご回答ください。上記回答期限を徒過した場合には、審理を不当に遅延させる行為と判断せざるをえず、遅延損害金を付した和解案を再提示することを検討いたします。

以上